

総合教育会議を傍聴希望される方へ

- 1 傍聴しようとする方は、あらかじめ住所及び氏名を市長に通告し、傍聴券の交付を受けてください。
- 2 傍聴人は、傍聴券を受付係に示し、係員の指示を受けて傍聴席に着いてください。また、退場するときは、傍聴券を係員に返却してください。
- 3 凶器その他危険なものを持っている者及び酒気を帯びている者には傍聴を許可いたしません。
- 4 傍聴席では、次の事項を必ず守ってください。
 - (1) 会議に対し公然と可否を表明し、また騒ぎ立てたりして会議の妨害をしないこと。
 - (2) 会議中みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (3) 私語又は飲食、喫煙をしないこと。
 - (4) 他人に迷惑をかけるなどの行為をしないこと。
 - (5) 許可なく撮影、録音等をしないこと。
 - (6) 一定の出入口の他から出入りをしないこと。
- 5 傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴人席以外の席に入ることはできません。
- 6 傍聴人が、このきまりに違反したときは、市長は、退場を命ずることができます。
- 7 市長が傍聴禁止を宣言し、又退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場してください。
- 8 以上の他、傍聴については、すべての係員の指示に従ってください。

連絡先 府中市政策総務部政策課
電話番号 042-335-4010